



環境トピックス

問い合わせ先 環境課 ☎ 40-5559



6月は「環境月間」です

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」（平成5年）が「環境の日」を定めています。

不法投棄は犯罪です！

ごみの減量に取り組んでいる一方で、まちの中や山林、河川などへの不法投棄が目につきます。不法投棄は大きく分けて、集積場にレジ袋などでごみを捨てる場合と、空地や山林、河川などに粗大ごみや産業廃棄物などを捨てる場合があります。

市では、これらの不法投棄対策のためパトロール、



不法投棄された廃材(五千石球場)

看板の設置、排出者を特定するための調査などを行っています。また悪質なものは警察と連携して処置をとっています。

野焼きは違法行為です！

自宅の敷地内を含む野外でのごみの焼却行為（野焼き）は違法行為です。一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、例外に該当する場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションに出してください。



※例外になる場合
 ・ 廃棄物処理法の基準に従って焼却炉等で廃棄物を焼却する場合
 ・ どんど焼きなど社会慣習上やむをえないもの
 ・ 焚き火などの周辺の生活環境に与える影響が軽微なものなど

ごみに関する研修会を実施しました！

4月19日、石橋公民館において石橋生活友の会（会長・松本典子）が、石橋地区で新しく分別の始まったプラスチック製容器包装について、環境課の職員を講師として招き、研修会を実施しました。